

令和5年第4回太良町議会（定例会第3回）会議録（第1日）						
招集年月日	令和5年9月1日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	令和5年9月1日	9時30分	議長	江口孝二	
	散会	令和5年9月1日	10時21分	議長	江口孝二	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	大 鋸 美 里	出	7番	竹 下 泰 信	出
	2番	森 田 政 則	出	8番	田 川 浩	出
	3番	峰 正 雄	出	9番	所 賀 廣	出
	4番	江 口 孝 二	出	10番	川 下 武 則	出
	5番	山 口 一 生	出	11番	坂 口 久 信	出
	6番	待 永 るい子	出			
会議録署名議員	5番	山口 一生	6番	待永 るい子	7番	竹下 泰信
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 今 泉 哲 也		(書記) 下 川 慎 二			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町 長	永 淵 孝 幸	農林水産課長	今 田 徹		
	副 町 長	每 原 哲 也	税 務 課 長	羽 鶴 修 一		
	教 育 長	松 尾 雅 晴	建 設 課 長	浦 川 豊 喜		
	総 務 課 長	津 岡 徳 康	会 計 管 理 者	山 崎 浩 二		
	財 政 課 長	西 村 芳 幸	学 校 教 育 課 長	與 猶 正 弘		
	企 画 商 工 課 長	萩 原 昭 彦	社 会 教 育 課 長	安 本 智 樹		
	町 民 福 祉 課 長	森 川 陽 子	太 良 病 院 事 務 長	井 田 光 寛		
	健 康 増 進 課 長	中 溝 忠 則	代 表 監 査 委 員	山 崎 朝 彦		
環 境 水 道 課 長	川 崎 和 久					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

令和5年9月1日（金）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 議員派遣の件について
日程第5 議案一括上程
町長提案 報告第2号～報告第5号
諮問第1号～諮問第3号
議案第53号～議案第71号
町長の提案理由の説明
日程第6 決算審査特別委員会の設置及び付託並びに選任について
-

午前9時30分 開会

○議長（江口孝二君）

皆さんおはようございます。

令和5年9月定例会の招集告示に基づき応招出席のお知らせをいたしましたところ、議員各位には公私とも大変御多用の中、御出席いただき、厚くお礼申し上げます。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから令和5年第4回太良町議会定例会第3回を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程がございますので、御覧願います。

本日の議事を議事日程表のとおり進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（江口孝二君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について、会議規則第121条の規定により本会期の署名議員として5番山口君、6番待永さん、7番竹下君、以上の3名を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（江口孝二君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページを御覧願います。

本会期案につきましては、去る8月30日、議会運営委員会を開催し、まとめたもので、本日から9月20日までの20日間といたしております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、会期は案どおり、本日から9月20日までの20日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（江口孝二君）

日程第3. 諸般の報告について、議長より報告いたします。

会議規則第123条の規定により、6月定例会から今定例会までに派遣された議員については、議案集の5ページの報告のとおりです。

次に、監査委員より6月定例会から今定例会までに実施された例月出納検査、随時監査等の監査結果報告がなされております。お手元に報告書の写しを配付しておりますので、後で御覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議員派遣の件について

○議長（江口孝二君）

日程第4. 議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第123条の規定により、お手元に配付しております議案集6ページのとおり派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、派遣することに決定いたしました。

ただいま議決されました議員派遣に変更がありました場合の措置については、議長に委任されたいと思います。

日程第5 議案一括上程

○議長（江口孝二君）

日程第5. 議案の上程。

町長提案の報告第2号から報告第5号、諮問第1号から諮問第3号及び議案第53号から議案第71号までを一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（永淵孝幸君）

皆さんおはようございます。

令和5年9月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御健勝にて御出席を賜り、ありがとうございます。

それでは、報告第2号から順を追って提案理由を説明させていただきます。

報告第2号は、令和4年度太良町一般会計継続費精算報告書についてであります。

今回の報告は、令和3年度に継続費として議決をいただき、令和4年度までの2か年にわたり実施いたしました防災行政無線整備事業が完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき報告をいたします。

精算報告書を御覧ください。

防災行政無線整備事業は、全体計画事業費4億6,200万円、実績額4億6,120万8,000円で、差引き79万2,000円の残となっております。

なお、各年度の年割り額と支出済額の差につきましては、令和3年度から4年度へ通次繰越しを行っているものであります。

次に、報告第3号は、令和4年度太良町簡易水道特別会計継続費精算報告書についてであります。

今回の報告は、令和3年度に継続費として議決をいただき、令和4年度までの2か年にわたり実施いたしました公営企業法適用支援業務委託料が完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき報告いたします。

精算報告書を御覧ください。

公営企業法適用支援業務委託料は、全体計画事業費3,300万1,000円、実績額3,300万円で、差引き1,000円の残となっております。

なお、各年度の年割り額と支出済額の差につきましては、令和3年度から4年度へ通次繰越しを行っているものであります。

次に、報告第4号は、令和4年度町立太良病院事業会計継続費精算報告書についてであります。

今回の報告は、令和3年度に継続費として議決をいただき、令和4年度までの2か年にわたり実施をいたしましたリハビリテーション室拡張工事及びエレベーター改修工事が完了いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定に基づき報告いたします。

精算報告書を御覧ください。

リハビリテーション室拡張工事は、全体計画事業費2億780万円、実績額2億763万7,100円で、差引き16万2,900円の残となっております。

なお、各年度の年割り額と支出済額の差につきましては、令和3年度から4年度へ通次繰越しを行っているものであります。

エレベーター改修工事は、全体計画事業費825万円、実績額682万円で、差引き143万円の残となっております。

次に、報告第5号は、令和4年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

財政の状況を見極める実質赤字比率などの4つの指標並びに公営企業の資金不足比率につ

いて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき報告いたします。

健全化判断比率を御覧ください。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は黒字となっているため、算定なしということでございます。

実質公債費比率は5.5%で、いずれも早期健全化の基準あるいは財政再生の基準を下回っております。

また、次の公営企業会計に係る資金不足比率につきましても、全て黒字であったため算定なしとなり、昨年同様に、本町は法に基づく健全化の判断基準で申しますと、財政は比較的健全な自治体ということになっております。

次に、諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本案は、令和5年12月31日をもって任期満了となる松江勝己氏の後任として、田中照海氏を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

住所は、太良町大字糸岐2444番地3、生年月日は昭和38年3月30日であります。

なお、任期は令和6年1月1日から令和8年12月31日までであります。

次に、諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本案は、令和5年12月31日をもって任期満了となる安西修氏を継続推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

住所は、太良町大字大浦丁1434番地、生年月日は昭和31年7月21日であります。

なお、任期は令和6年1月1日から令和8年12月31日までであります。

次に、諮問第3号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本案は、令和5年12月31日をもって任期満了となる岡山千晶氏を継続推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

住所は、太良町大字多良1999番地、生年月日は平成2年1月16日であります。

なお、任期は令和6年1月1日から令和8年12月31日までであります。

次に、議案第53号は、太良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、個人番号カードやスマートフォンに搭載された利用者証明用電子証明書を使用して、コンビニエンスストアなどに設置されている端末機から印鑑登録証明書を取得できることとするための所要の改正を行うものであります。

次に、議案第54号は、太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、児童の安全確保に関する計画の策定を義務づけるものなど所要の改正を行うものであります。

次に、議案第55号は、太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正により、太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、懲戒権に係る規定の削除などであります。

次に、議案第56号は、太良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正により、太良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、児童の安全確保に関する計画及び業務継続計画策定を義務づけるものであります。

次に、議案第57号は、太良町特産品等展示販売飲食施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、道の駅太良にある漁師の館解体に伴う施設使用料等の撤廃のために改正するものであります。

次に、議案第58号は、令和4年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和4年度の決算状況につきましては、決算書の225ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

令和4年度の歳入歳出決算額は、歳入総額77億4,528万4,000円、歳出総額75億6,955万4,000円、歳入歳出差引き額1億7,573万円となっております。この差引き額につきましては、翌年度への繰越明許費繰越額として1,461万8,000円を繰り越し、財政調整基金積立金に8,100万円、残りの8,011万2,000円を翌年度繰越金とする財政措置をいたしております。

次に、財産関係について御説明いたします。

310ページを御覧ください。

令和4年度末の土地及び建物で、土地の面積は1,630万3,317平方メートル、建物の延べ面積は6万3,882平方メートルとなっております。

出資金につきましては、312ページを御覧ください。

令和4年度末の出資による権利の現在高は、2,893万5,000円となっております。

有価証券につきましては、令和4年度末で5万円となっております。

物品につきましては、313ページから317ページに記載しておりますので、後ほど御覧いた

だきたいと思えます。

基金につきましては、318ページを御覧ください。

令和4年度末の基金積立金の状況は、一般会計で71億8,643万8,000円、特別会計では国民健康保険給付費基金が1億9,982万円、簡易水道事業基金が6,869万9,000円、一般会計と特別会計の合計では74億5,495万7,000円となっております。

定額運用基金の運用状況については、319ページを御覧ください。

令和4年度末の基金運用状況ですが、育英資金貸付基金の総額は9,592万6,931円で、うち1,228万8,000円が貸付けとなっております。

印紙類購入基金の総額は300万円で、うち130万1,130円を佐賀県証紙として保管しております。

肉用牛飼育事業基金の総額は1億1,922万817円で、うち1,374万3,589円を肉牛として貸付けしております。

令和4年度一般会計決算につきましては、以上であります。

次に、議案第59号は、令和4年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和4年度の決算の概要につきましては、決算書の240ページを御覧ください。

歳入総額1億4,607万2,000円、歳出総額1億4,570万4,000円、歳入歳出差引き額36万8,000円となっております。この差引き額につきましては、翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第60号は、令和4年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和4年度の決算の概要につきましては、決算書の277ページを御覧ください。

歳入総額13億5,501万9,000円、歳出総額12億9,071万1,000円、歳入歳出差引き額6,430万8,000円となっております。この差引き額につきましては、国民健康保険給付費基金に3,220万円、残りの3,210万8,000円を翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第61号は、令和4年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和4年度の決算の概要につきましては、決算書の290ページを御覧ください。

歳入総額4,809万8,000円、歳出総額4,585万3,000円、歳入歳出差引き額224万5,000円となっております。この差引き額につきましては、翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第62号は、令和4年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和4年度の決算の概要につきましては、決算書の309ページを御覧ください。

歳入総額 1 億3,978万3,000円、歳出総額 1 億2,604万6,000円、歳入歳出差引き額1,373万7,000円となっております。この差引き額につきましては、公営企業会計移行に伴い、太良町簡易水道事業会計の現預金に含め、引き継ぐものであります。

次に、議案第63号は、令和4年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

令和4年度の剰余金の処分につきましては、決算書の5ページを御覧ください。

当年度未処分利益剰余金 1 億8,070万2,609円のうち100万円を減債積立金に、700万円を建設改良積立金に積み立て、残金を翌年度に繰り越すものであります。

令和4年度の決算の概要につきましては、1ページを御覧ください。

収益的収入及び支出につきましては、事業収益5,560万7,525円、事業費4,570万6,533円、差引き990万992円となっております。

資本的収入及び支出につきましては、2ページを御覧ください。

資本的収入1,200万円、資本的支出1,564万1,118円で、資本的収入が資本的支出に対して不足する額364万1,118円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に、議案第64号は、令和4年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

令和4年度の剰余金の処分につきましては、決算書の8ページを御覧ください。

令和4年度の純利益9,708万6,735円を未処分利益剰余金とするものでございます。

9ページを御覧ください。

当年度未処分利益剰余金9,708万6,735円を減債積立金に積み立てるものでございます。

令和4年度の決算の概要につきましては、1ページを御覧ください。

まず、収入につきましては、第1款. 病院事業収益が11億9,457万4,128円、第2款. 訪問看護ステーション事業収益が3,134万4,031円、第3款. 居宅介護支援事業収益が1,350万870円、第4款. 通所リハビリテーション事業収益が3,718万8,701円、第5款. 訪問リハビリテーション事業収益が1,012万9,684円で、収入合計12億8,673万7,414円となっております。

次に、支出につきましては、2ページを御覧ください。

第1款. 病院事業費用が10億7,819万4,436円、第2款. 訪問看護ステーション事業費用が4,369万4,450円、第3款. 居宅介護支援事業費用が1,401万6,382円、第4款. 通所リハビリテーション事業費用が3,536万9,212円、第5款. 訪問リハビリテーション事業費用が1,837万6,199円で、支出合計11億8,965万679円となっており、差引き9,708万6,735円の利益計上となりました。

次に、資本的収入及び支出であります、3ページを御覧ください。

まず、支出のほうから申し上げます。

第1款. 資本的支出の第1項建設改良費は、総額1億7,907万5,674円を執行しております。次に、第2項企業債償還金として、6,650万8,318円を支払っております。

これらに対する財源といたしましては、収入の第1款. 資本的収入の第1項企業債1億2,600万円、第2項一般会計からの出資金5,758万円、第3項補助金1,073万円を充当し、不足分の5,127万3,992円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に、議案第65号は、令和5年度太良町一般会計補正予算（第5号）についてであります。今回の補正予算では、歳入歳出それぞれ7,593万5,000円を追加し、補正後の予算総額を81億2,040万9,000円とするものであります。

それでは、歳出の主なものから御説明いたします。

補正予算書の16ページを御覧ください。

企画財政管理費のさが暮らしスタート支援事業補助金60万円は、県外からの移住者の増加を図るために佐賀県が独自に取り組む事業で、今回単身移住者1名に対する補助金を計上しております。

下水道等事業基金費の基金積立金224万5,000円は、漁業集落排水特別会計の令和4年度決算に伴う剰余金を積み立て、また山林育成基金費の基金積立金2,047万4,000円は、令和4年度における町有林間伐材売払収入分等を積み立てるものであります。

18ページを御覧ください。

老人福祉総務費の介護職員等就職支援補助金90万円は、町内の介護施設などに新たに介護職員などとして就職した方への補助金で、有資格者には10万円を、資格のない方には5万円を支給し、また町外からの転入者には別途10万円を上乗せして支給するものであります。

心身障害者福祉総務費の国庫支出金精算返納金1,864万円及び県支出金精算返納金925万4,000円は、障害者自立支援給付費等の国庫負担金及び県費負担金など、障害者支援に係る各事業に対する令和4年度の額の確定に伴う精算返納金であります。

20ページを御覧ください。

予防費の任意予防接種委託料400万6,000円は、带状疱疹予防接種への助成を新たに実施するもので、50歳以上の方を対象に接種費用の2分の1の額を助成するものであります。

病院費の町立太良病院事業会計繰出金（資本勘定）264万円は、町立太良病院の圧縮空気除湿装置更新工事の施工に伴うもので、事業費の2分の1を町立太良病院事業会計へ繰り出すものであります。

21ページを御覧ください。

農業振興費の経営開始資金補助金150万円は、本年度に経営を開始した認定新規就農者1名に対し資金面での支援を行うものであります。

なお、財源につきましては、全額県支出金となっております。

22ページを御覧ください。

林業振興費のウッドスタート事業委託料148万1,000円は、地域全体への木育の普及を図るため、東京おもちゃ美術館が提案するウッドスタートへの加盟費や地域材を活用したおもちゃを作るためのデザイン費等に係る委託料であります。

Jクレジット創出・活用支援業務委託料330万円は、鹿島市と連携して取り組む広域連携SDGs未来都市事業の中で実施する事業で、カーボンクレジットとして登録、販売し、今後の町有林整備へ活用できるようにするもので、町有林の資源量や成長量、二酸化炭素の備蓄量などの調査を行い、国へのクレジット登録などの手続を行うための経費であります。

広域連携SDGs未来都市事業負担金400万円は、鹿島市と連携して取り組む広域連携SDGs未来都市事業に係る負担金であります。

24ページを御覧ください。

道路維持費の重機借り上げ料300万円は、町道の維持管理のために必要となるダンプトラックなどの重機借り上げに要する経費で当初予算を大きく上回ることが予想されるため、増額するものであります。

道路新設改良費の土地購入費260万円は、町道の改良拡幅工事等に伴う私有地の買収に係る経費で、こちらについても当初予算を大きく上回ることが予想されるため、増額するものであります。

27ページを御覧ください。

道路橋梁等災害復旧費の道路橋梁等災害復旧事業（補助、現年災）800万円は、5月上旬の豪雨により被災した町道安永線の災害復旧工事に要する経費を計上しております。

このほか、各歳出予算に計上しております人件費の補正は、令和5年度における支給額の決定による勤勉手当の減額などであります。

次に、歳入について御説明いたします。

11ページを御覧ください。

普通交付税3,786万3,000円は、令和5年度の額の決定によるものであります。

国庫支出金から次のページの県支出金及び14ページ、雑入の森林整備担い手育成基金助成事業助成金並びに広域連携SDGs未来都市事業配分金の補正は、歳出事業の特定財源として計上しております。

また、13ページの特別会計繰入金及び次のページの繰越金の補正は、令和4年度の決算に伴う精算及び剰余金の財政措置によるものであります。

再度13ページを御覧ください。

基金繰入金については、今回の補正に係る財源調整や介護職員等就職支援補助金、任意予防接種委託料及び重機借り上げ料（道路維持費）の財源としてふるさと応援寄附金基金繰入金を、またウッドスタート事業委託料及び広域連携SDGs未来都市事業負担金の財源として森林環境譲与税基金繰入金を充当しております。

12ページを御覧ください。

地方創生寄附金100万円は、いわゆる企業版ふるさと納税のことで、福岡県糟屋郡宇美町にある博栄運輸株式会社代表取締役林田善則様から100万円の寄附をいただいたため、増額しております。

14ページを御覧ください。

道路等災害復旧事業債260万円は、道路橋梁等災害復旧事業の特定財源として、また臨時財政対策債332万4,000円の減額は、額の決定に伴うものであります。

6ページを御覧ください。

第2表の地方債補正につきましては、先ほど御説明いたしました道路橋梁等災害復旧事業の財源としての道路等災害復旧事業債（現年災）の追加及び臨時財政対策債の額の決定による限度額の変更であります。

一般会計につきましては、以上であります。

次に、議案第66号は、令和5年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入については、6ページを御覧ください。

繰越金36万7,000円は、前年度の決算剰余金を繰り越すものであります。

歳出については、7ページを御覧ください。

一般会計繰出金36万7,000円は、前年度の決算剰余金を一般会計へ繰り出すものであります。

次に、議案第67号は、令和5年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入については、6ページを御覧ください。

出産育児一時金臨時補助金3万円は、今年度から出産育児一時金が引き上げられたことによるものであります。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金1万1,000円は、マイナンバーカードと健康保険証一体化周知広報支援事業に係る補助であります。

繰越金3,210万7,000円は、前年度の決算剰余金を繰り越すものであります。

歳出については、7ページを御覧ください。

一般会計繰出金137万1,000円は、前年度の事務費等繰入金の額の確定に伴う返納金であります。

繰越金残額の3,077万7,000円につきましては、予備費に計上いたしております。

次に、議案第68号は、令和5年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてであります。

6ページを御覧ください。

歳入の繰越金224万4,000円は、前年度繰越金の確定に伴うものであります。

7ページを御覧ください。

歳出の一般管理費219万2,000円は、令和5年度における支給額の決定による勤勉手当5万2,000円の減額のほか、前年度繰越金の確定に伴う一般会計への繰出金224万4,000円の増額によるものであります。

また、利子5,000円は、公営企業適用債の利率の確定に伴う起債利子の増額であります。

なお、財源につきましては、予備費で調整いたしております。

次に、議案第69号は、令和5年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

3ページを御覧ください。

収益的支出の配水及び給水費9万7,000円の減額及び総係費8万7,000円の減額は、令和5年度における支給額の決定による勤勉手当及び職員共済費の減額であります。

なお、財源につきましては、予備費で調整しております。

次に、議案第70号は、令和5年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

3ページを御覧ください。

収益的支出の配水及び給水費6万円の減額及び総係費8万4,000円の減額は、令和5年度における支給額の決定による勤勉手当及び職員共済費の減額であります。

なお、財源につきましては、予備費で調整しております。

次に、議案第71号は、令和5年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。

3ページを御覧ください。

資本的支出、建設改良費、請負工事費528万円は、圧縮空気除湿装置更新工事に係る費用であります。

この財源としましては、一般会計出資金264万円と損益勘定留保資金を充当しております。

以上でございます。

○議長（江口孝二君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

引き続き、議案第58号から議案第64号までは、令和4年度会計の決算認定について提出されております。つきましては、山崎代表監査委員に決算審査の過程及び結果についての報告を求めます。

○代表監査委員（山崎朝彦君）

令和4年度決算審査意見につきましては、監査委員を代表し、その概要を申し上げます。

審査に付されました令和4年度の太良町水道事業会計及び町立太良病院事業会計を令和5

年6月27日、一般会計及び特別会計並びに定額運用基金の運用状況を7月3日、5日、6日、11日の4日間にわたり審査いたしました。

詳細につきましては、待永監査委員と合議により審査意見を集約し、配付いたしております決算審査意見書のとおりでございますけれども、要点について申し上げます。

なお、審査意見書は1,000円単位としておりますので、決算書とは若干数値が異なるところがございますが、御了承願います。

まず、一般会計と特別会計につきましては、審査に付されました太良町各会計の決算書が関係法令に沿って作成され、財政状態を適正に表示しているか、各事業が福祉の増進また経済性を発揮されたかを検証するため、会計帳票等との照合を行うとともに、関係職員からの事情聴取による審査、例月出納検査等の資料に基づき審査を実施したところであります。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算書等は関係法令等に準拠して作成され、その計数は関係帳票等と符合しており、決算書は適正に表示されていることを認めます。

また、予算の執行においては、目的に沿って執行されており、12の積立基金についても適正に運用され、定額運用基金の運用状況につきましても決算書記載のとおりであることを認めました。

一般会計決算は、歳入総額77億4,528万4,000円、歳出総額75億6,955万4,000円、また特別会計決算は、歳入総額16億8,897万2,000円、歳出総額16億831万4,000円となっており、本年度の一般会計、特別会計では、歳入総額94億3,425万6,000円、歳出総額91億7,786万8,000円で、2億5,638万8,000円の黒字決算となっております。

なお、一般会計の町税収納状況を見てみますと、調定額7億9,074万6,000円に対しまして、収入未済額は2,015万6,000円で、前年度よりも622万3,000円増加しておりますけれども、これにつきましては令和3年度のコロナ関係事業者減免措置が期間満了となり、固定資産税調定額が前年比109.2%となったことによるものであります。

そのほか、各特別会計におきましても、適正に執行されておりました。

続きまして、定額運用基金の運用状況でございますけれども、育英資金貸付基金、肉用牛飼育事業基金、印紙類購入基金の3つの基金は、それぞれ目的に沿った運用がなされているところでした。

次に、水道事業会計及び町立太良病院事業会計の決算報告書についてでございますけれども、地方公営企業法等関係法令に沿って作成され、当事業の財政状態を適正に表示しているか、また経済性が発揮されたかを検証するため、会計帳票等との照合を実施、関係職員からの事情説明、併せて例月出納検査等の資料を参考に審査を実施したところであります。

審査の結果、当年度の経営状況及び財政状態につきましては、両会計とも適正に表示されておりました。

まず初めに、水道事業会計の損益計算書でございますけれども、営業収益4,997万円、営

業費用4,141万5,000円、これに営業外損益等を加算減算した当年度純利益は862万9,000円で、前年比69.1%となり、前年度から385万3,000円の減益となっておるところでありますけれども、この主な要因といたしましては、給水人口の減少による給水収益の減益と施設の老朽化による更新費用の増加によるものでございます。

今後も給水人口は年々減少していくと推察される中にありまして、継続的な施設整備は必要不可欠であり、今後とも中・長期的な運営計画の下、経営の効率化を図っていただくようお願いいたします。

次に、病院事業会計でございます。事業収益合計12億8,673万7,000円、事業費用合計11億8,965万円で、差引き9,708万7,000円の黒字決算でございますけれども、前年比67.6%で、4,657万1,000円の減益となっておるところです。主な要因といたしましては、病床確保に対する補助やワクチン接種に対する補助基準の変更等による補助金の減少が大きく影響した結果となっておるところであります。なお、最近5か年の推移を見ておきますと、入院患者数の減少は見られますものの、医業収益は増加しており、病院事業収益は年々安定化傾向にございます。今後とも地域医療の中心的役割を担う病院としての事業展開を期待しておるところであります。

次に、令和4年度太良町健全化判断比率及び資金不足比率でございますけれども、実質赤字比率や将来負担比率等、4つの財政指標から成る健全化判断比率につきましても、また上水道、病院、簡易水道、漁業集落排水のいずれの事業におきましても資金不足はなく、適正基準指標となっており、健全な運営をなされていると認めます。

最後に、ようやくデフレ脱却の兆しが見えてきました中にありまして、町税はもとより、ふるさと応援寄附金の伸長拡大等、自主財源のさらなる確保により、今後とも健全財政運営に努めていただくようお願いいたします。

以上で令和4年度太良町各会計及び企業会計に係る審査意見の概要報告を終わります。

○議長（江口孝二君）

以上で代表監査委員の報告は終わりました。

日程第6 決算審査特別委員会の設置及び付託並びに選任について

○議長（江口孝二君）

日程第6. 決算審査特別委員会の設置及び付託並びに選任についてを議題といたします。

お諮りします。先ほど町長から提出されました議案第58号 令和4年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定から議案第64号 令和4年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの7議案につきましては、監査委員を除く10名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、開会中に審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、議案第58号から議案第64号までの決算の認定につきましては、決算審査特別委員会に付託し、開会中に審査することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。ただいま決定されました決算審査特別委員会の委員につきましては、委員会条例第6条第3項及び第4項の規定により、1番大鋸さん、2番森田君、3番峰君、4番江口、5番山口君、6番待永さん、7番竹下君、9番所賀君、10番川下君、11番坂口君、以上10名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（江口孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に決算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果、委員長に竹下君、副委員長に待永さんが互選された旨の報告がありました。

以上で報告を終わります。

これをもって本日の議事日程を終了しましたので、これにて散会いたします。

午前10時21分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 江 口 孝 二

署名議員 山 口 一 生

署名議員 待 永 るい子

署名議員 竹 下 泰 信